令和８年度
筑前地区中学校

主催　筑前地区中学校体育連盟
　　筑前地区各市町教育委員会
主管　糟屋区中学校体育連盟

柔道大会要項

１　大会名　第５５回　筑前地区中学校柔道大会
　　第３３回　筑前地区中学校女子柔道大会
２　期　日　令和８年７月１１日(土)　受付開始　８：１０(役員集合　７：５０)　監督会議８：５５
　　予備日１２日(日)　審判会議　９：０５　開始式９：２０　競技開始　９：３０
３　会　場　福岡武道館　(福岡市博多区東公園８　ＴＥＬ　０９２―６３３―２６６６　〒８１２－００４５)
４　参加制限　各区から選出されたチーム及び個人とする。
【団体戦】　(1)男子チームの編成は監督(校長・教員・チームスタッフ)１名、コーチ１名、選手７名以内とする。
女子チームの編成は監督(校長・教員・チームスタッフ)１名、コーチ１名、選手４名以内とする。
監督・コーチは各チームよりそれぞれ１名とする。
(2)男女とも団体戦出場チームは、筑紫区３、糟屋区４、宗像区２、糸島区３の合計１２校とする。
【個人戦】　(1)男女とも８階級（16 階級）の体重別とする。筑紫区３、糟屋区４、宗像区２、糸島区３の合計１２名とする。
(2)階級は 男子 50 kg級、55kg 級、60kg 級、66kg 級、73kg 級、81kg 級、90kg 級、90kg 超級
女子 40 kg級、44kg 級、48kg 級、52kg 級、57kg 級、63kg 級、70kg 級、70kg 超級
５　競技方法　＜団体戦＞
(1)男女とも団体戦は、参加１２チームを３チームずつ４組に分け、各組でリーグ戦を行い、各組の１位４チームによって決勝トーナメントを行う。また、各組の２位４チームによって、５・６位決定トーナメントを行う。
(2)チーム間の勝敗は次のとおりとする。
①勝者数の多いチームを勝ちとする。
②①で同等の場合は、「一本」もしくは、それと同等の勝ちによる勝者の多いチームを勝ちとする。
③②で同等の場合は、「技有」による勝者数の多いチームを勝ちとする。
④③で同等の場合は、「有効」による勝者数の多いチームを勝ちとする。
⑤④で同等の場合は、「僅差」による勝者数の多いチームを勝ちとする。⑥⑤で同等の場合、リーグ戦では「引き分け」とする。決勝トーナメント戦では、代表戦を行い必ず勝敗を決する。
なお、代表戦に出場する選手は、チームの任意により１名を選出する。
(3) リーグ戦の順位は次のとおりとする。
①３勝、２勝１分、２勝１敗、１勝２分、１勝１敗１分、１勝２敗、３分、２分け１敗、１分２敗、３敗の順とする。
②①で同等の場合は、リーグ戦を通じて勝者数の多いチームを上位とする。
③②で同等の場合は、リーグ戦を通じて「一本」もしくはそれと同等の勝ちによる勝者数の多いチームを勝ちとする。
④③で同等の場合は、リーグ戦を通じて「技有」による勝者数の多いチームを勝ちとする。
⑤④で同等の場合は、リーグ戦を通じて「有効」による勝者数の多いチームを勝ちとする。
⑥⑤で同等の場合は、リーグ戦を通じて「僅差」による勝者数の多いチームを勝ちとする。
⑦⑥で同等の場合は、リーグ戦を通じて敗者数の少ないチームを上位とする。
⑧⑦で同等の場合は、リーグ戦を通じて「一本」もしくはそれと同等の勝ちによる敗者数の少ないチームを上位とする。
⑨⑧で同等の場合は、リーグ戦を通じて「技有」による敗者数の少ないチームを上位とする。
⑩⑨で同等の場合は、リーグ戦を通じて「有効」による敗者数の少ないチームを上位とする。
⑪⑩で同等の場合は、リーグ戦を通じて「僅差」による敗者数の少ないチームを上位とする。
⑫⑪で同等の場合は、代表戦（1 名）による順位決定戦を行なう。なお、代表戦に出場する選手は、チームの任意により１名を選出する。
＜個人戦＞
(1)トーナメント形式によって行う。
(2)得点差がない場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。
６　競技規則　(1) 中学校における引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。大会の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、「大会引率細則」により、校長が適切であると承認した外部指導者（コーチ）に引率及び監督の資格を認める。（福岡県中学校総合・新人体育大会開催基準に準ずる）
コーチについては出場校の教育職員（部活動指導員を含む）とする。但し、教育職員（部活動指導員を含む）以外のコーチは校長が認め、県中体連に登録し承認を受けたものとする。地域クラブ活動における引率・監督・コーチは、県中体連に登録し、承認を受けた責任ある代表者・指導者とする。
(2)国際柔道連盟審判規定（2026 年 4 月 1 日より施行）「少年大会申し合わせ事項」及び本大会の申し合わせ事項による。
(3)勝敗の判断基準は、団体戦においては、「一本」「技有」「有効」又は「僅差（指導の差２以上）」とする。
個人戦においては、「一本」又は「技有」「有効」または「僅差」以上とする。
(4)代表戦の判定基準は団体戦と同様にするが、３分間の本戦で得点差がない場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。延長戦による勝敗について、技による得点がない場合は「指導」差が上回った時点で決する。
(5)優劣の成り立ちは以下のとおりとする。
{「一本」＝「反則勝ち」＞「技有」＞「有効」＞「僅差」}
(6)試合時間は、個人戦、団体戦共に３分間とし、延長戦は無制限とする。
(7)競技規則に、問題が起こったときは、専門委員会で協議する。
(8)チーム編成(オーダー)は体重順とし､一番軽い者が先鋒、一番重い者が大将とする｡なお､補欠の選手を入れる場合も､体重順になるようにする。(体重が同じ時は､新たに入る者が先鋒に近い方とする)
①試合は、選手５名(女子３名)の対抗戦とする。オーダーの変更は認めない。
②一度退いた選手は、再出場を認めない。
③申し込みの選手が事故のため変更するときは、大会開始前において、職印を押した届けをもってこれを認める。
※補欠選手の補充を行う。
(9)柔道衣の色は白色とし、帯は白帯と黒帯のみとする。また、柔道衣・女子Ｔシャツについては全日本柔道連盟が定める規定に準ずる。胸マーキング等について道場名も可とするが、ゼッケンと統一しておかなければならない。
(10)柔道衣にゼッケンを着用して試合をする。（チーム名・名字入り）
①布地は白色とし、サイズは横３０～３５㎝、縦２５～３０㎝とする。
②名字（姓）は上側２／３、チーム名は下側１／３とする。
③書体は太字ゴシック体とする。（明朝または楷書でもよい）
④文字色は、男子は黒色、女子は濃い赤色とする。

⑤襟から５㎝～１０㎝下部の位置で、周囲と対角線を強い糸で縫い付ける。

7　外部指導者（コーチ）のベンチ入りについて

(1)令和８年度福岡県中学校体育連盟外部指導者登録手続きが完了している者。

(2)コーチのベンチ入りは、男女問わず１チーム１名とし、ベンチ入り希望者は大会出場申込用紙に氏名を明記の上、チーム１名のみ申請を行う。また，大会当日は本人に限る。

(3)大会本部発行のＩＤカードは、大会当日に受け取り、大会中は必ず携行すること。

(4)服装は、審判員に準じた服装とし、マナーを守って指導に当たる。

(5)その他、大会本部により申し合わせた事項を、監督会議の折りに各チームの監督に連絡、指導の徹底を図る。

8　参加資格　筑前地区中学校総合体育大会参加資格「特別規定」による。
令和７年１２月１日以前から継続して柔道の稽古を積んだものとする。

9　表　　彰　男女団体戦・男女個人戦とも１～３位まで賞状を授与する。
県大会については、団体戦は男女とも６位まで、個人戦は３位までが出場資格を得る。

10　参 加 料　参加選手一人につき１５０円とする。（大会当日の受付時に徴収する。）

11　申 込 み　規定の申し込み用紙に書き込み、職印・代表者印を押し、各区専門部長でまとめ、６月２９日（月）までに申し込むこと。

（〒８１９－１１２１）糸島市荻浦３-４-１　糸島市立前原西中学校内　馬場　海人　宛

TEL ０９２－３２２－５３２１　FAX ０９２－３２２－９９４８

12　専門委員　＜糟屋＞　渕　上　創　司　（新　宮中）　＜宗像＞　木　村　騰　哉　（城　山中）
＜糸島＞　馬　場　海　人　（前原西中）　＜筑紫＞　安　東　悠　太　郎　（二日市中）

13　組み合わせ

男子団体戦予選リーグ			
Aパート	**Bパート**	**Cパート**	**Dパート**
宗像　1	糸島　1	糟屋　1	筑紫　1
糟屋　2	筑紫　2	宗像　2	糸島　2
筑紫　3	糟屋　4	糸島　3	糟屋　3

女子団体戦予選リーグ			
Aパート	**Bパート**	**Cパート**	**Dパート**
糟屋　1	糸島　1	宗像　1	筑紫　1
宗像　2	筑紫　2	糟屋　2	糸島　2
糸島　3	糟屋　3	筑紫　3	糟屋　4

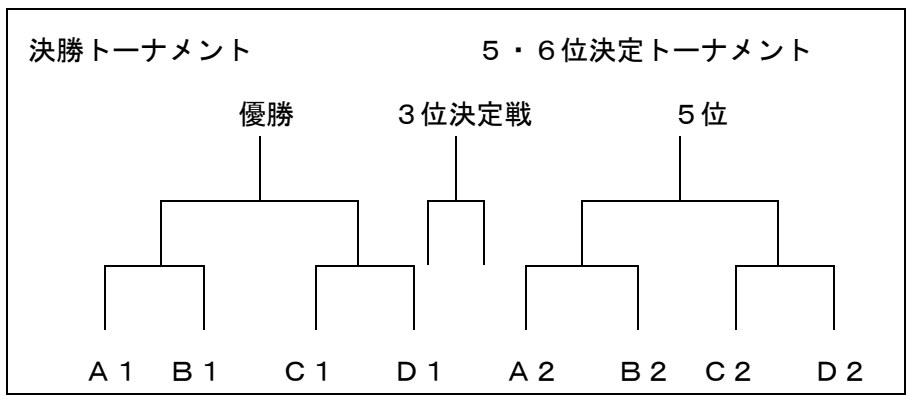

【個人戦・男女とも】

① 男子７３kg級　女子４４kg級・７０kg超級

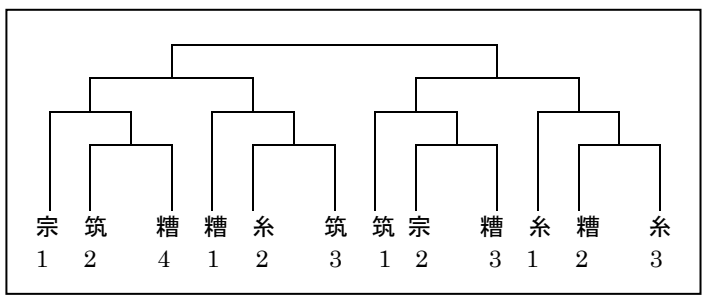

②男子８１kg級　女子４８kg級

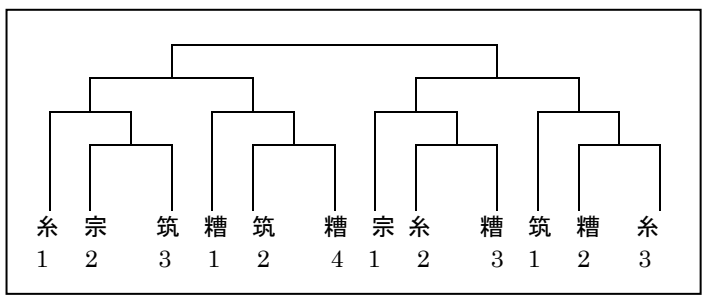

③男子５０kg級・９０kg級　女子５２kg級

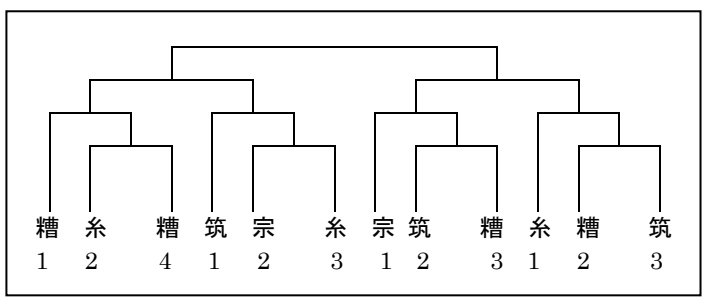

④男子５５kg級・９０kg超級・女子５７kg級

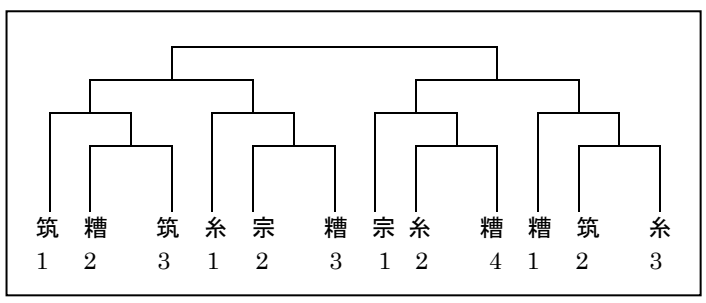

⑤男子６０kg級　女子６３kg級

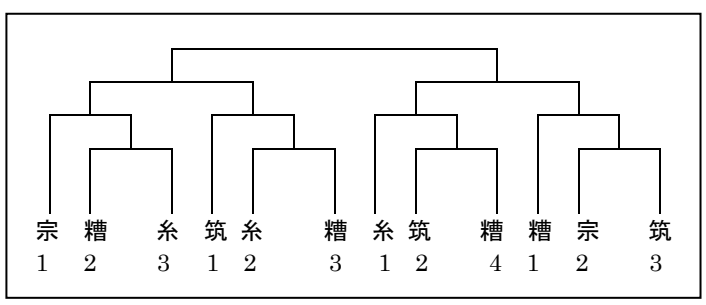

⑥男子６６kg級　女子４０kg級・女子７０kg級

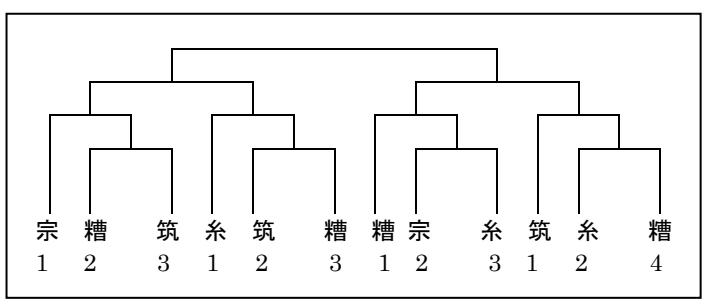

14　その他

○競技前に安全マナーチェックを実施する。○AED 設置場所は事務室とする。

○J アラート等警報時は、即座に競技進行を中断し避難体制をとる。大会が中断した場合、行政の判断と安全の確認の上で開催する。

○本大会の会場において事故が発生した場合、医療関係者が応急処置を行ったり医療施設への救急搬送の必要性を判断の上搬送を行ったりするが、これらの処置、判断等について故意または重過失がない限り、医療関係者は責任を負わないこととする。